



■非上場株式等の納税猶予について■

非上場株式等についての相続税の納税猶予及び免除の特例には、「特例措置」と「一般措置」の 2 つの制度があり、特例措置については、平成 30 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日までの 10 年間の制度となっています。

特例措置は、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律による都道府県知事の認定を受ける非上場会社の後継者である相続人または受遺者（「特例経営承継相続人等」という。）が、被相続人から非上場会社の株式または出資（「非上場株式等」という。）を相続または遺贈により取得をし、その会社を経営していく場合に、特例経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格に対応する相続税の納税が猶予され、特例経営承継相続人等が死亡した場合には、その全部または一部が免除されます。

一般措置は、円滑化法の認定を都道府県知事から受ける非上場会社の後継者である相続人または受遺者（「経営承継相続人等」という。）が、被相続人から非上場株式等（一定の部分に限ります。）を相続等により取得をし、その会社を経営していく場合に、経営承継相続人等が納付すべき相続税のうち、非上場株式等に係る課税価格の 80 パーセントに対応する相続税の納税が猶予されます。

特例措置と一般措置の制度の主な違いは次の表のとおりです。

	特例措置	一般措置
事前の計画策定等	平成 30 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日まで	不要
適用期限	平成 30 年 1 月 1 日から令和 9 年 12 月 31 日まで	なし
対象株数 ※1	全株式	総株式数の最大 3 分の 2 まで
納税猶予割合	100%	相続等 : 80%、贈与 : 100%
承継パターン	複数の株主から最大 3 人の後継者	複数の株主から 1 人の後継者
雇用確保要件	弾力化 ※2	承継後 5 年間 平均 8 割の雇用維持が必要
事業の継続が困難な事由が生じた場合の免除	譲渡対価の額等に基づき再計算した猶予税額を納付し、従前の猶予税額との差額を免除	なし（猶予税額を納付）
相続時精算課税の適用	60 歳以上の贈与者から 18 歳以上の者への贈与 ※3	60 歳以上の贈与者から 18 歳以上の推定相続人（直系卑属）・孫への贈与 ※3

※1 議決権に制限のない株式等に限ります。

※2 雇用確保要件を満たさなかった場合には、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則第 20 条第 3 項に基づき、要件を満たさなかった理由等を記載した報告書を都道府県知事に提出し、その確認を受ける必要があります。なお、その報告書および確認書の写しは、継続届出書の添付書類とされています。

※3 令和 4 年 3 月 31 日以前の贈与については 20 歳以上の者、推定相続人（直系卑属）・孫への贈与

(出典 税務懇話会)